

はしま会議所 TIMES

タイムズ The Hashima Chamber of Commerce & Industry



第262号

令和2年2月発行

羽島商工会議所

〒501-6241 岐阜県羽島市竹鼻町2635番地 TEL(058)392-9664 FAX(058)392-6708
E-mail info@hashima-cci.or.jp URL:http://www.hashima-cci.or.jp

新春賀詞交歓会開催

1月10日(金)、不二羽島文化センターにおいて、新春賀詞交歓会を開催しました。
この日は、大野参議院議員をはじめ、松井市長、藤本県議会議員や市議会議員の皆様方等にご臨席頂き、会員の皆様と合わせて百九名の参加がありました。
会場内では、あちこちで新年の挨拶を交わし懇親を深めておられました。



新入社員・若手社員セミナー開催のご案内

社会人として必要なスキルを身につける研修会を開催いたします!!
貴社の社員教育の一環としてお役立てください。
新入社員のみならず、若手社員の方も対象に募集します。
大切な人材育成にぜひ! ご活用いただきますよう多数のご参加をお待ちしております。

- ❁ 開催日時 令和2年3月23日(月) 9:20 ~ 16:30
令和2年3月24日(火) 9:30 ~ 16:30
- ❁ 場 所 羽島商工会議所 3階 研修室
- ❁ 受講料 会員:無料 非会員:1名につき5,000円
- ❁ 定 員 30名

※詳細、お申込書は今月号折込みチラシにてご案内しております。



- 2ページ:総務・財政委員会開催報告、東海農政局よりお知らせ、中退共
- 3ページ:折込みチラシ作成セミナー開催、事業承継セミナー開催、岐阜南税務署よりお知らせ
- 4ページ:決算・確定申告相談会案内、無料相談窓口・金融情報、税理士による個別相談のご案内

総務・財政委員会開催

1月23日(木)、総務・財政委員会（杉本隆二委員長）を開催し、左記の3事項について協議しました。

①「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令」が公布されたことを受け、商工会議所法施行規則が一部改正されたことに伴う定款の一部改正について

②事業の拡充・追加、会館設備修繕、事務経費増大に伴う令和元年度収支補正予算（案）について
③令和元年度事業収支の検証と来年度の予算策定について



～食品事業者の皆様へ～

全ての加工食品に原料原産地表示が必要になります

食品表示法に基づく食品表示基準が平成29年9月1日に改正され、全ての加工食品（輸入品を除く）の重量割合上位1位の原材料について原料原産地の表示が必要になります。

なお、令和4年（2022年）3月31日までが経過措置期間ですが、包材の発注等に混乱が生じないように、計画的に表示の切替え等を行ってください。



名称	ウインナーソーセージ
原材料名	豚肉(アメリカ産、国産、デンマーク産)、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、食塩、香辛料/調味料(アミノ酸等)、リン酸塩(Na, K)...
内容量	150g
賞味期限	30.9.30
保存方法	10℃以下で保存してください。
製造者	〇〇株式会社 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇

重量割合上位1位の原材料が生鮮食品の場合は、その産地を表示します。

重量割合上位1位の原材料が加工食品の場合は、原則としてその製造地を表示します。

※ただし、重量割合上位1位の加工食品に使われた生鮮食品の産地が判明している場合には、当該生鮮原材料名とともにその産地を表示することができます。

国別重量順の表示が困難な場合には、「又は表示」若しくは「大括り表示」をすることもできます。

加工食品の原料原産地表示相談窓口は、こちらをご覧ください



原則として、国別重量順に記載します。

※2か国以上の産地の原材料を使用している場合は、多い順に国名を表示します。

※産地が3か国以上ある場合は、3か国目以降を「その他」とまとめて表示できます。

※輸入品は原産国名を表示します。

お問合せ先 東海農政局名古屋農林総合庁舎 消費・安全部表示・規格課 TEL 052-223-4611

＼ 入ってよかった！ ／



中退共の退職金制度

事業主の声

従業員との信頼関係も厚く、人材の定着につながっています

退職後の保証があるので安心して働けます

従業員の声

パートの私も加入してもらい、新たにやる気が出ました

掛金が全額非課税なので、節税にもつながりました



半世紀で100万社以上が利用

安心と信頼の退職金制度です！

- 国が掛金の一部を助成
- 外部積立型だから管理が簡単
- 掛金は全額非課税
- パートさん用の掛金もご用意

詳しくはホームページをご覧ください

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>

独立行政法人 勤労者退職金共済機構

ちゅうたいきょう

中小企業退職金共済事業本部

略称：中退共

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1
TEL 03-6907-1234 FAX 03-5955-8211

事業承継 セミナー 開催



1月28日(火)、事業承継対策事業(県地域振興事業)の一環として、中小企業診断士でプッシュ型事業承継ブロックコーディネータの馬淵智幸氏を講師に迎え、「そろそろやるか!事業承継」と題して事業承継セミナーを開催しました。

講師は、はじめに事業承継を取り巻く環境を概観し、続いて経営理念・後継者教育・税務・法務・経営者保証・補助金の各テーマについてそれぞれ具体的な事例を交えてわかりやすく解説されました。受講者は丁寧な説明と豊富な事例を真剣に聴講していました。



最後にまとめとして円滑な事業承継のためには、早めに商工会議所など身近な専門家等に相談することが重要であると締めくくられました。

集客を増やす! 折込チラシ作成 セミナー開催



1月17日(金)羽島商工会議所にて、岐阜中日会協力のもと折込チラシ作成支援セミナーを開催しました。

講師に、マーケティングプランナー ひだ販企画 主宰 鮎飛龍男氏を迎えて、集客につながるチラシの作成方法について学びました。

自社の強みをPRするツールの一つとして効果的な新聞折込広告ですが、数あるチラシの中で、消費者の手に取ってもらえるかが大切です。色や形を工夫し、いかにして消費者の本能に訴えイメージを残すことができるか、情報をタイミングよく提供することができるのかなど、チラシを作成するコツを掴む良い機会となりました。



岐阜南税務署より

ご自宅のパソコンで申告書の作成を!

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して申告書を作成することができます。

④ **プリントサービスにも対応!**
コンビニエンスストア等のプリントサービスを利用して、申告書を印刷することができます。

成した申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダーライター、若しくはマイナンパーカードの読み取りに対応したスマートフォンを準備すれば、「e-Tax(電子申告)」を利用して提出できます。また、印刷して郵送等により提出することもできます。

⑤ **スマートフォンで申告できる!**
スマートフォンから、給与所得、雑所得、一時所得の申告書が作成できます。

「ご自宅で作成コーナーを利用すると、こんなに便利!」

お問合せはお電話で!作成コーナーの操作方法などに関するご質問はe-Tax・作成コーナーヘルプデスク

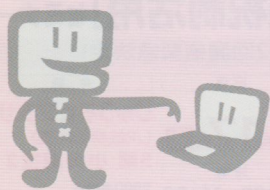
① **税務署に向く必要なし!**

0570-01-5901(コクセイ)

② **いつでも利用可能!**
確定申告期間中は、休日を含め24時間利用できます。

③ **自動で税額を計算!**
収入金額や控除金額などを入力することで、税額を自動で計算することができます。

③ **自動で税額を計算!**
収入金額や控除金額などを入力することで、税額を自動で計算することができます。



(祝日等を除きます。)

無料相談窓口のご案内

種別	相談日等
金融 要予約	【日時】2月19日(水) 10:00～12:00 【相談員】日本政策金融公庫
記帳	●昼間 2月はお休みします。 ●夜間 記帳継続指導 【日時】3月3日(火) 19:00～21:00 【相談員】税理士、本所職員
法律 要予約	【日時】2月26日(水) 13:00～16:00 【相談員】岐阜県司法書士会所属 司法書士「相続」「遺言」「財産管理」等身近な問題についてアドバイス！ お気軽にご利用ください。
事業承継 要予約	【日時】2月25日(火) 13:00～15:00 【相談員】中小企業診断士 片桐理恵

※開催場所は、すべて羽島商工会議所です。
※金融、法律、働き方改革、事業承継のご相談は、面談時間等の調整を行いますので、お電話にてご予約ください。なお、予約の切りは前週金曜日です。
※お申込みが無い場合は開催されないことがあります。

【お問合せ】 中小企業相談所 ☎392-9664

記帳や税務、その他なんでも相談承ります！

金融情報

金利のお知らせ(R2.2.1現在)

- 【日本政策金融公庫】
 - マル経資金……………1.21%
 - 普通貸付……………2.16%～2.45%
(※担保の有無等により異なる利率が適用されます)
- 【県創業支援資金】……………1.20%
(※保証料負担ゼロ 岐阜県が助成します)
- 【岐阜県小口融資制度】
 - 県小口Z融資……………0.8%

※創業者カードローンが新たに創設されました。

【お問合せ】 中小企業相談所 ☎392-9664

税理士による決算・確定申告個別相談のお知らせ

日時 令和2年2月28日(金)・3月6日(金)・12日(木)
各日とも10時00分～11時30分
13時00分～15時30分
場所 羽島商工会議所 3階 研修室
相談料 無料
相談員 梅田 篤史 先生(名古屋税理士会岐阜南支部指定税理士)
※譲渡所得のご相談には対応できません。



決算・確定申告 相談会の案内

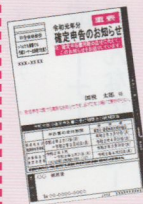


- ◆ 羽島商工会議所では決算・確定申告についての相談会を次の通り開催いたします。
- ◆ 期間 2月17日(月)～3月16日(月)の平日
- ◆ 受付時間 午前9時～11時30分 午後1時～3時30分
- ◆ 会場 商工会議所 3階 研修室
- ◆ 内容 決算、所得税の申告相談(不動産等の売買に係る譲渡所得は除きます。)
- ◆ ご準備いただくもの

◎ 税務署から送付された確定申告書類が入った封筒一式、又は「確定申告のお知らせ」のハガキもしくは封筒(※下記重要欄をご確認ください)
・ 昨年度(平成30年分)の確定申告書・決算書(もしくは収支内訳書)の控え
・ 帳簿・集計表など売上や経費の額がわかるもの(必ず項目ごとに集計してください。売上、仕入は月別の集計も必要です。)
・ 令和元年中に購入した減価償却資産(一式10万円以上)の明細が分かるもの。
・ 給与や保険の満期金など、申告の必要がある所得の明細

が分かるもの。
・ 令和元年中に支払った健康保険、介護保険、国民年金等生命保険料、地震保険料等の控除証明書、医療費控除の明細書、その他控除を受けるための証明書。(必ず用意してください。必要な証明書がない場合、申告書の作成ができません。)
・ 申告者の個人番号・身分証明のコピー(申告書の提出・郵送時に必要になります。)
・ 扶養家族、事業専従者等の個人番号が分かるもの。
・ 印鑑
・ その他、決算申告に必要と思われるもの

※ 昨年度、e-taxを利用された方は「利用者識別番号」及び「暗証番号」を忘れずにお持ちください。
※ 重要
前年以前に商工会議所や青色申告会経由で提出された方は、確定申告書類に代えて「確定申告のお知らせ」のハガキが届きます。申告相談の際は忘れずにお持ちください。
主な必要書類は商工会議所に準備してありますので、必要な方はお申し出ください。



創業66年の実績
安全・信頼のブランド、羽島観光バスです。



岐阜羽島バス・タクシー株式会社
岐阜県羽島市舟橋町宮北1丁目21番 ☎058-391-2205

第2回 採択率95%以上の実績 参加費無料

「省エネ補助金・優遇税制活用」セミナー

ご好評の声にお応えし、第2回開催緊急決定!

第一講座 補助金・優遇税制を活用した省エネ手法について (株)船井総合研究所 青柳 圭祐 様 岡 慶 様	会場
第二講座 95%以上の採択率 補助金の有効活用方法 (株)リミックスポイント	3月17日(火) 14:00～16:00 (受付開始13:30～)
第三講座 野田建設がお手伝いできること (株)野田建設 代表取締役 野田 康彦	時間

主催 (株)野田建設
TEL.0120-291-080